

インターンシップ促進事業業務委託企画提案審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、インターンシップ促進事業業務委託企画提案競技審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、インターンシップ促進事業業務委託に関する企画提案内容の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課長
- (2) 秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課移住定住推進監
- (3) その他有識者

2 前項第3号による委員は、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課長が委嘱する。

3 委員会には委員長を置き、委員長には秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課長が就任する。

(運営)

第4条 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

2 委員会の事務局は秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課に置く。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(審査の実施方法)

第6条 審査は、企画提案者によるプレゼンテーションにより実施する。

2 審査は第7条に定める審査項目に基づき総合的に評価し、審査委員の協議により選出された第1順位者を委託候補者として選定する。

(審査項目)

第7条 審査項目は次のとおりとする。

- (1) 実施体制・事業実施の方向性
- (2) 事業の有効性
- (3) 事業の実現性
- (4) 経費の妥当性
- (5) 総合評価（独自提案内容の有無等）

（委託候補者の決定方法）

第8条 委託候補者は、企画提案者によるプレゼンテーションの審査結果に基づいて審査委員による協議の上、決定する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年5月11日から施行する。